

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年 1月31日

支出負担行為担当官
近畿農政局長 小栗 邦夫

1 一般競争入札に付す事項：工事請負契約

- (1) 契約件名 平成23年度京都農林水産総合庁舎窓ガラス交換工事
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成24年3月27日(火)
- (4) 履行場所 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
- (5) 入札方法

落札の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、仕様書等に記載する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。ただし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成23・24年度近畿農政局一般(指名)競争参加有資格者名簿において業種の区分「建築一式工事」の有資格者で、資格の等級が「C」又は「D」に格付けされた者であること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(前記(3)ただし書きの再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 近畿農政局長から、「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成15年9月1日付け15近総第408号(理))」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 配置予定技術者の状況
主任技術者は次に示す資格を有するものとする。

① 主任技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者(一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者)又は次に示すア又はイの何れかの基準を満たす者である

こと。

ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者

イ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。)、建具製作、建具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し1年以上実務経験を有する者

- (7) 応札者は、(3)及び(6)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため資格確認通知書等の写しを平成24年2月14日(火)17時00分までに持参して提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出先は3(1)とする。
- (8) 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。
- (9) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
近畿農政局総務部会計課 電話075-414-9056

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年1月31日(水)から平成24年2月14日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土、日曜日・休日を除く。)の間で、上記3(1)において無料で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

平成24年2月15日(水) 15時00分 近畿農政局入札室

(4) 入札の方法

入札の方法は、原則として、入札書によるものとし、上記(3)により近畿農政局入札室へ持参すること。

(5) 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行京都支店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供。(保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。(取扱官庁近畿農政局)

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随

意契約により締結する予定の有無 無。

(7) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 予決令第86条に規定する調査を受けた者にかかる契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

(9) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 本契約に関し、請負者が次に掲げるいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

イ 本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

ウ 本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

エ 本契約に関し、請負者又は請負者の代理人(請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

また、請負者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(11) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

開札の結果、予決令第86条に規定する調査(以下、「低入札価格調査」という。)の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日付け18農振第177号 農村振興局整備部長名)に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

ア 監督体制の強化等

① 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費等、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階における確認マニュアル(一部改正)」(平成18年3月31日付け事務連絡 農村振興局設計課施工企画調整室長名)等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

- ② 下請け契約状況の調査
下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。
なお、事前通告をしないで点検することがある。
- ③ 請負者側技術員の増員について
専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、請負者は近畿農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。
なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。
- (ア) 工事成績70点未満の評定を通知された者。
(イ) 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
(ウ) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
(エ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
- (12) 低入札価格調査対象工事に係る対策について
ア 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日 18農振第177号 農村振興局整備部長名）で示す次の①～③段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じイ及びウに示す対策を講ずることとする。
① 施工確認段階
② 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
③ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）
イ アに示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において近畿農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点（加算点（施工計画＋企業評価＋技術者評価）を50%マイナス）する。
ウ アに示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、近畿農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。
ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。
エ 対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記イと同様の措置を講ずる。
- (13) 本公告に記載無き事項は、入札説明書による。

以上公告する。

お知らせ

農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>）をご覧ください。